

指定通所介護（デイサービス） よこたデイサービスセンター 利用料金表

【令和 3年 4月 1日現在】

当事業所が提供するサービス内容と利用料金は以下のとおりです。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

【サービスの概要】

①入浴

身体状況に応じて、一般浴・リフト浴により入浴することができます。

②排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

③日常生活動作訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な日常の動作訓練をレクリエーション・各種ゲーム・体操・ミュージックトレーニングなどを通して実施します。

④健康管理

体温・血圧の測定などご利用者の健康チェックや利用上必要な処置を行います。
尚、緊急時にはご家族と連絡の上、対応いたします。

⑤教養娯楽

花見・夏祭り・敬老お祝い会・忘年会といった様々な行事やカラオケ・各種ゲーム大会・町内外への散策なども行います。

⑥生活相談

ご利用者及び家族の必要な相談に応じます。

⑦送迎

リフト付の自動車等で送迎致します。もちろん、ご家族による送迎も可能です。

【サービス利用料金（1日当り）】

原則として、利用料金の9割が介護保険から給付されますので、利用者本人の負担は利用料金の1割となります。尚、利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。また、第1号被保険者で合計所得金額が一定以上の所得者については自己負担額が2割又は3割（平成30年8月より適用）となります。市町村から認定者全員に交付される「負担割合証」で確認します。

詳しくは次の料金表をご欄下さい。

《1割自己負担の場合の 3月1日～12月31日までの利用料金表》

項目 \ 要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	7,500円	8,870円	10,028円	11,680円	13,080円
2. うち介護保険から給付される金額	6,750円	7,983円	9,000円	10,512円	11,772円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	750円	887円	1,028円	1,168円	1,308円

《 1月1日～2月28日までの利用料金表 》

要介護度 項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,760円	7,980円	9,220円	10,450円	11,680円
2. うち介護保険から給付される金額	6,084円	7,182円	8,298円	9,405円	10,512円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	676円	798円	922円	1,045円	1,168円

(注)送迎費用は、介護サービス利用料金に含まれています。

(注)2割又は3割負担に該当する場合は、上記料金表の「3. サービス利用に係る自己負担額」は各介護度に表示された料金の2倍・3倍になります。

※該当される場合は、詳細について担当者よりご説明いたします。

『その他の費用』

下記の①～⑮までの各加算についても、原則1割の負担額が表示されていますが合計所得金額が一定以上の所得者については、サービス利用料金と同じ負担割での金額となります。

※該当される場合は、詳細について担当者よりご説明いたします。

① 入浴介助加算

(1)入浴介助加算(Ⅰ) 40円/1日

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を実施した場合

(2)入浴介助加算(Ⅱ) 55円/1日

ご利用宅を訪問し、浴室における動作及び環境の評価を行い他職種と連携しての助言や個別の入浴計画に基づいて居宅の状況に近い環境で入浴介助を行った場合

② 個別機能訓練加算

(1)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56円/1日

1名以上の専従の機能訓練指導員等を配置し、他職種と共同で個別機能訓練計画を策定して機能訓練を適切に実施するとともに、進捗状況を3月に1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを実施した場合

(2)個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85円/1日

上記の要件に加え1名以上の常勤専従の機能訓練指導員等を配置し、他職種と共同して個別機能訓練計画を作成し、1対1又は小集団で訓練を適切に実施するとともに進捗状況を3月に1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを実施した場合

(3)個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/1月

加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、得られた必要な情報を活用している場合

- ③ 生活機能向上連携加算
- (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/1月
医療提供施設等の理学療法士等から助言を受け、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画書を作成した場合。(3月に1回)
- (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/1月
医療提供施設等の理学療法士等がご利用者宅を訪問して共同でアセスメントを行い、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画書を作成した場合
- ④ ADL維持等加算
- (1)ADL維持等加算(Ⅰ) 30円/1月
イ. 利用者等の総数が10人以上
ロ. 利用者等全員について、利用開始日と6月目においてBarthl Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し厚生労働省に提出している
ハ. 調整済ADL利得について上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象者とし、その調整済みADL利得を平均して得た値が1以上の場合
- (2)ADL維持等加算(Ⅱ) 60円/1月
(Ⅰ)のイとロの条件を満たし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上の場合
- ⑤ 口腔機能向上加算
- (1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150円/1回
口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合(原則3月以内、月2回まで)
- (2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160円/1回
上記の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、サービスの実施にあたって必要な情報を活用している場合(原則3月以内、月2回)
- ⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算
- (1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20円/1回
利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合(6月に1回)
- (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5円/1回
栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態又は栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供した場合(6月に1回)
- ⑦ 栄養アセスメント加算 50円/1月
管理栄養士、その他多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を当該利用者又はその家族に説明し、相談等に必要に応じて対応した場合
- ⑧ 栄養改善加算 200円/1回

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（原則3月以内、月2回まで）

- ⑨ 認知症加算 60円/1日
日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に、専門的な研修を修了した職員を配置しサービス提供を行った場合
- ⑩ 認知症専門ケア加算
専門的な認知症ケアを行った場合
- (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円/1日
・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上
・認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10人又はその端数を増すごとに1名以上を配置
・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施
- (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円/1日
・認知症専門ケア加算1の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置
・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施
- ⑪ 若年性認知症利用者受け入れケア加算 60円/1日
若年性認知症の利用者を対象に、高齢者とはサービス提供単位を区分して利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
- ⑫ 科学的介護推進体制加算
- (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40円/1月
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって必要な情報を活用している場合
- ⑬ サービス提供体制強化加算
- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/1日
介護福祉士70%以上 または 勤続10年以上介護福祉士25%以上
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円/1日
介護福祉士50%以上
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/1日
介護福祉士40%以上 または勤続7年以上30%以上
※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のうちいずれかが該当になります
- ⑭ 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 総単位数×加算率(5.9%) / 1月

- サービス利用料金及び各加算金額の自己負担額の合計に加算率(5.9%)を乗じた金額
 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 総単位数×加算率(4.3%)／1月
 サービス利用料金及び各加算金額の自己負担額の合計に加算率(4.3%)を乗じた金額
 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 総単位数×加算率(2.3%)／1月
 サービス利用料金及び各加算金額の自己負担額の合計に加算率(2.3%)を乗じた金額

⑮ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 総単位数×加算率(1.2%)／1月
 サービス利用料金及び各加算金額の自己負担額の合計に加算率(1.2%)を乗じた金額
 (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 総単位数×加算率(1.0%)／1月
 サービス利用料金及び各加算金額の自己負担額の合計に加算率(1.0%)を乗じた金額

★ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合、保険料を滞納している場合でもご利用することができます。サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきますが認定を受けた後、居宅サービス計画が作成された後、または保険料を支払った後、本人負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

払い戻しの際に必要な「サービス提供証明書」を交付しますので、これを市町村の窓口に提示して償還を受けて下さい。

介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご利用者の負担額も変更します。

(2)介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、本人の希望によりご利用した場合に利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

- | | |
|--|----------|
| ① 昼食代 | 540円 |
| 当事業所では給食提供のための設備がありませんので、同法人の別事業所(かねやまホームデイサービスセンター)で提供する食事と同じものを毎日、別事業所から配達して提供しています。管理栄養士の立てた献立表により、栄養、ご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した季節感に富んだ食事となっています。
提供する昼食の時間は、おおむね12時00分からとなります。 | |
| ② お菓子代 | 40円 |
| ③ 通常の飲み物(お茶、牛乳など) | 無 料 |
| ④ 時間外料金 | 無 料 |
| ⑤ 通常の実施地域以外の送迎に係る費用
・ 車輦代 | 50円／1 km |
- (注)この場合実施地域内までは無料となります。

⑥オムツ代	
・タイプⅠ	70円／1枚
・タイプⅡ	100円／1枚
・パット	20円／1枚
・紙パンツ	110円／1枚

⑦ 洗濯代((イ)肌着・下着等／(ロ)上衣等／(ハ)ズボン等に分類) 各100円

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更させていただくことがあります。その場合、変更する内容と事由について原則として変更の2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金の支払い方法は以下のいずれかとなります。

【現金による支払い】

1カ月のサービス料金の合計額を翌月末日までに当該サービス利用日に合わせて担当者へお支払い下さい。

★ サービス料金の請求書に明細書を付して、当該月の翌日15日までに利用者に直接又は郵送で送付します。支払いを受けた際は領収書を発行します。

【口座振替による支払い】

1カ月のサービス料金の合計額を翌月27日(金融機関が営業していない場合は順次翌日)に利用者指定の金融機関から自動引き落としします。

★ サービス料金の明細書を付した請求書を当該振替月の15日までに利用者に直接又は郵送で送付します。振替後、領収書を発行します。

【振込による支払い】

1カ月のサービス料金の合計額を翌月末日(金融機関が営業していない場合は順次翌日)までに当事業所指定の口座へお振込下さい。

★ サービス料金の明細書を付した請求書を当該月の翌月15日までに利用者に直接又は郵送で送付します。振込確認後、領収書を発行致します。